

介護保険料基準額

1. 保険料収納必要額

単位：千円

| | 合計 | 第8期 | | | 令和7年度 | |
|--|--------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 標準給付費見込額 (A) | 58,153,950 | 19,022,436 | 19,370,566 | 19,760,949 | 20,084,369 | |
| 総給付費(介護・介護予防サービス費) | 55,572,468 | 18,146,645 | 18,528,374 | 18,897,449 | 19,177,817 | |
| その他のサービス | 特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後) | 1,378,280 | 482,095 | 442,495 | 453,691 | 476,313 |
| | 特定入所者介護サービス費等給付額 | 1,795,823 | 583,534 | 598,573 | 613,716 | 644,311 |
| | 特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額 (※1) | -417,543 | -101,440 | -156,079 | -160,025 | -167,998 |
| | 高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後) | 1,097,711 | 359,419 | 364,536 | 373,758 | 392,390 |
| | 高額介護サービス費等給付額 | 1,130,989 | 367,504 | 376,975 | 386,512 | 405,780 |
| | 高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額 (※2) | -33,279 | -8,085 | -12,440 | -12,755 | -13,390 |
| | 高額医療合算介護サービス費等給付額 | 37,897 | 12,315 | 12,632 | 12,952 | 13,597 |
| | 算定対象審査支払手数料 | 67,595 | 21,965 | 22,531 | 23,101 | 24,252 |
| 地域支援事業費 (B) | 3,733,995 | 1,195,535 | 1,263,568 | 1,274,892 | 1,287,169 | |
| 第1号被保険者負担分相当額 (C) = ((A)+(B)) × 23% (令和7年度は23.4%で推計) | 14,234,228 | 4,650,134 | 4,745,851 | 4,838,244 | 5,000,940 | |
| 財政調整交付金の上乗せ額 (D) (後期高齢者加入割合・低所得者割合により上乗せ) ※給付費に対する平均的な交付割合：(5%) | 632,886 | 248,664 (1.27%) | 211,341 (1.06%) | 172,881 (0.85%) | 146,782 (0.71%) | |
| 保険料収納必要額 (E) = (C)-(D) | 13,601,342 | 4,401,470 | 4,534,510 | 4,665,363 | 4,854,158 | |

※1：令和3年8月から実施予定の負担限度額の見直しによる影響額

※2：令和3年8月から実施予定の高額介護(予防)サービス費の見直しによる影響額

※ 給付費には介護報酬改定(+0.7%)による影響額を積算済み

2. 介護給付費等準備基金取り崩し額

単位：千円

| | 第8期 |
|-----------------------|-----------|
| 介護給付費等準備基金の残高(令和元年度末) | 1,639,614 |
| 準備基金取崩額 | 929,000 |
| 準備基金取崩割合 | 56.7% |

3. 保険料基準額(月額)の内訳

単位：円

| | 金額 | | | 構成比 | | |
|-------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| | 第7期 | 第8期 | 令和7年度 | 第7期 | 第8期 | 令和7年度 |
| 総給付費 | 5,985 | 6,071 | 6,271 | 88.5% | 89.3% | 89.4% |
| 在宅サービス | 3,329 | 3,064 | 3,215 | 49.2% | 45.1% | 45.8% |
| 居住系サービス | 521 | 721 | 771 | 7.7% | 10.6% | 11.0% |
| 施設サービス | 2,135 | 2,286 | 2,285 | 31.6% | 33.6% | 32.6% |
| その他給付費 | 397 | 297 | 306 | 5.9% | 4.4% | 4.4% |
| 地域支援事業費 | 384 | 429 | 435 | 5.7% | 6.3% | 6.2% |
| 保険料収納必要額(月額) | 6,766 | 6,797 | 7,013 | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 準備基金取崩額 | 266 | 464 | 0 | 3.9% | 6.8% | 0.0% |
| 基準保険料額(月額) | 6,500 | 6,333 | 7,013 | 96.1% | 93.2% | 100.0% |
| 第7期保険料基準額との差額(月額) | | -167 | 513 | | | |
| 保険料基準額の伸び率(%) (対第7期保険料) | | -2.6% | 7.9% | | | |

※ 保険料収納率を98.50%として積算

所得段階別の介護保険料（令和3年度～令和5年度）

| 保険料段階 | 【第7期】平成30年度～令和2年度 | | | 【第8期】令和3年度～令和5年度 | | | 保険料比較 | | (参考) 標準料率 |
|----------|---|------------------------|-------------------------|------------------|---|------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------|
| | 対象者 | 算定方法 | 年間保険料額(A) | 対象者 | 算定方法 | 年間保険料額(B) | 差額(B)-(A) | | |
| 第1段階 | ①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者 ③本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下 | 基準額×0.50 (0.30) ※1 | 39,000円 (23,400円) ※1 | 世帯全員が市民税非課税 | ①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者 ③本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下 | 基準額×0.50 (0.30) ※1 | 38,000円 (22,800円) ※1 | △1,000円 (△600円) ※1 | 0.50 |
| 第2段階 | 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下 | 基準額×0.625 (0.50) ※1 | 48,750円 (39,000円) ※1 | 本人が市民税非課税 | 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下 | 基準額×0.625 (0.50) ※1 | 47,500円 (38,000円) ※1 | △1,250円 (△1,000円) ※1 | 0.75 |
| 第3段階 | 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超 | 基準額×0.75 (0.70) ※1 | 58,500円 (54,600円) ※1 | 世帯全員が市民税非課税 | 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超 | 基準額×0.75 (0.70) ※1 | 57,000円 (53,200円) ※1 | △1,500円 (△1,400円) ※1 | 0.75 |
| 第4段階 | 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下 | 基準額×0.85 | 66,300円 | 課税者が市民税を払っている | 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下 | 基準額×0.85 | 64,600円 | △1,700円 | 0.90 |
| 第5段階(基準) | 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超 | 基準額 | 78,000円 | 本人が市民税非課税 | 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超 | 基準額 | 76,000円 | △2,000円 | 1.00 |
| 第6段階 | 本人の前年の合計所得金額が120万円未満 | 基準額×1.20 | 93,600円 | 本人が市民税課税 | 本人の前年の合計所得金額が120万円未満 | 基準額×1.20 | 91,200円 | △2,400円 | 1.20 |
| 第7段階 | 本人の前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満 | 基準額×1.35 | 105,300円 | 本人が市民税課税 | 本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満 | 基準額×1.35 | 102,600円 | △2,700円 | 1.30 |
| 第8段階 | 本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満 | 基準額×1.65 | 128,700円 | 本人が市民税課税 | 本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満 | 基準額×1.65 | 125,400円 | △3,300円 | 1.50 |
| 第9段階 | 本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満 | 基準額×1.85 | 144,300円 | 本人が市民税課税 | 本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満 | 基準額×1.85 | 140,600円 | △3,700円 | 1.70 |
| 第10段階 | 本人の前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満 | 基準額×2.00 | 156,000円 | 本人が市民税課税 | 本人の前年の合計所得金額が420万円以上620万円未満 | 基準額×2.00 | 152,000円 | △4,000円 | |
| 第11段階 | 本人の前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満 | 基準額×2.10 | 163,800円 | 本人が市民税課税 | 本人の前年の合計所得金額が620万円以上820万円未満 | 基準額×2.10 | 159,600円 | △4,200円 | |
| 第12段階 | 本人の前年の合計所得金額が800万円以上 | 基準額×2.20 | 171,600円 | 本人が市民税課税 | 本人の前年の合計所得金額が820万円以上 | 基準額×2.20 | 167,200円 | △4,400円 | |

※1 () 内は、令和3年度の公費負担により実施する保険料軽減措置後の料率及び保険料です。

市民政策コメントについて

1. 実施期間 : 令和2年12月22日(火)～令和3年1月22日(金)
2. 意見等の総数 : 24件
3. 意見等の項目、区分別件数

| 項目 | 件数 |
|------------------------------|----|
| 総件数 | 35 |
| 第1章 総論 | 1 |
| 第2章 鳥取市の介護保険事業の現状 | |
| 第1節 高齢者(被保険者)の現状と今後の見込み | |
| 第2節 保険給付の実績把握と分析 | |
| 第3節 日常生活圏域とその状況 | |
| 第3章 基本目標 | |
| 第4章 施策の展開 | |
| 施策の目標1 健康で生き生きとした生活の実現 | |
| 施策1 健康づくりの推進 | 3 |
| 施策2 社会参加の促進 | 2 |
| 施策の目標2 超高齢社会に向けたまちづくりの推進 | |
| 施策1 在宅医療・介護連携の推進 | |
| 施策2 包括的な支援体制の構築 | 4 |
| 施策3 認知症施策の推進 | |
| 施策4 生活支援サービスの充実 | 3 |
| 施策5 高齢者福祉サービスの提供 | |
| 施策6 権利擁護施策の推進 | 1 |
| 施策7 状況に応じた施設・住まいの確保 | |
| 施策の目標1 持続可能な介護保険サービスの基盤づくり | |
| 施策1 介護サービスの充実 | |
| 施策2 介護保険事業の適正な運営 | |
| 施策3 介護人材の確保・育成 | 1 |
| 施策4 災害・感染症発生時のサービス継続体制 | |
| 第5章 介護サービス等の見込み | |
| 第1節 介護保険サービスの見込み | |
| 第2節 地域支援事業の見込み | |
| 第3節 保険給付費等の費用と負担 ※介護保険料の記載項目 | 15 |
| 第4節 介護保険料と利用料の負担軽減 | 2 |
| その他 | 3 |

| No. | 意見 | 該当項目 |
|-----|---|---|
| 1 | 基金のためすぎです。生活が困窮している中で負担です。基金をとりくずせば、可能だと思うので、（介護保険料を）下げてください。 | 介護保険料に関すること（第5章-第3節保険給付費等の費用と負担） |
| 2 | 予備費をしっかりと使用して（介護保険料の）値上げを抑えるべきだ。 | 介護保険料に関すること（第5章-第3節保険給付費等の費用と負担） |
| 3 | 所得がない人に介護保険料が高すぎる | 介護保険料に関すること（第5章-第3節保険給付費等の費用と負担） |
| 4 | 介護保険料の引下げについて。コロナ禍でますます家計が苦しく不安です。病気でも、なかなか病院には行きません。病院代が出せないからです。 | 介護保険料に関すること（第5章-第3節保険給付費等の費用と負担） |
| 5 | 年金額に対して介護保険料が高すぎる | 介護保険料に関すること（第5章-第3節保険給付費等の費用と負担） |
| 6 | 国保料は所得に応じて払う。均等割りを少なくしてほしい。介護保険料も高い。基金を崩して保険料引下げて下さい、おねがいします。 | 介護保険料に関すること（第5章-第3節保険給付費等の費用と負担） |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料は高いと思っている人が多い。 ・年金を頼りにしているのに、必然的に天引きされて少なくなってしまう。 ・現役で働いているときは、介護保険料を払っていることはわかっているが、65歳になって、1号被保険者として支払う時点で、初めて高額な支払いをすることを認識する状況にある。こういうことに対して、広報周知活動が伝わっていないと感じる。 ・少子高齢化の中で収支のバランスは当然必要と分かってはいても、本音は安くあってほしい。 | 介護保険料に関すること（第5章-第3節保険給付費等の費用と負担） |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス等の給付が約184億円（R2）とのことですが、サービスを受ける利用者の負担が大きいと耳にします。経済的に困窮している人でも安心してサービスが受けられるように希望します。 ・「地域ケア会議」の立ち上げの支援をお願いします。 | <p>第5章-第4節 介護保険料と利用料の負担軽減</p> <p>第4章-施策の目標2-施策2 包括的な支援体制の構築</p> |
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の内容が難しすぎる ・介護保険について学習する場がない ・家族が必要とする時期に初めて関わるという状態で、担当ケアマネージャーさんに相談するが、実際の保険の有効な使用方法など、支援してほしい。 | 第4章-施策の目標1-施策1 健康づくりの推進 |
| 10 | （案）に異論はありませんが、このような計画・制度が適用される人は良いが、適用されない（見放される状態）の人もいるのではないかと。その辺の実態と対応はどうなっているのか知りたい。 | <p>第4章-施策の目標2-施策6 権利擁護施策の推進</p> <p>第4章-施策の目標2-施策2 包括的な支援体制の構築</p> |
| 11 | 鳥取市の第8期の計画案は少子高齢化の急速な進行を見据えた解りやすく、具体的に数値で示し良く出来ていると思います。実施に当たっては、包括支援センターを中心に各部署が連携を密にして取り組まれることと思います。一点お願いしたいことは、各地区で活動されている社会福祉協議会、民生委員等、福祉に係わる団体や個人との連携も重要な要素だと感じています。よって、これらについて、計画案に具体策として盛り込むことが出来れば良いと思うのでぜひご検討いただきたい。施策4で「生活支援サービスの充実」の中で触れているが具体性に欠けているように感じた。 | <p>第4章-施策の目標2-施策2 包括的な支援体制の構築</p> <p>第4章-施策の目標2-施策4 生活支援サービスの充実</p> |

| No. | 意見 | 該当項目 |
|-----|---|--|
| 12 | <p>○総論 1 計画策定の背景と目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域包括ケアシステムのさらなる進化・推進を図り」とあるが、現状はまったく進んでいないのではないかと。どこまで進んでいるのか明示してほしい。 <p>○施策の目標1 施策の展開 施策2：社会参加の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民ボランティア、地域の支え手・担い手は、ほとんどが高齢者というのが現状である。家庭だけではなく、今は地域においても老々介護・扶助が現状である。「施策の方向性」の項目はすべて再検討してほしい。働く世代が積極的に社会参画をする働きかけを強化することが大切ではないかと考える。 <p>○施策の目標2 施策2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターが指定管理となりつつあるが、組織や運営の低下につながることはないのか、担当課がしっかり監督をしてほしい。 ・「地域ケア会議」とはどういう組織かわからない。 <p>○施策の目標2 生活支援サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区社会福祉協議会の組織や運営については地域によりさまざまであるが、その取り組みは形骸化してきており、地縁団体や地域福祉団体等との連携も十分に図られていないのが現状である。もう少し地域福祉に係る組織や団体等の現状を調査するなどして地域福祉活動が活性化するようなシステムづくりをする必要がある。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」だけの問題ではないが、担当課だけが計画に携わるのではなく、素案作成の段階からこの計画に係る部署とも連携してプロジェクトチームを立ち上げて検討してほしい。 | <p>第1章 総論</p> <p>第4章-施策の目標1-施策2 社会参加の促進</p> <p>第4章-施策の目標2-施策2 包括的な支援体制の構築</p> <p>第4章-施策の目標2-施策4 生活支援サービスの充実</p> <p>その他</p> |
| 13 | <ul style="list-style-type: none"> ・遠大な構想と細密な方策が示してあるが、市全体（官民一体）の協力が確立されなければ、進捗も順調にいかない。 ・役所の人のみでは、負担が大となるので、地域の団体、住民等の協力を得て、この計画を具現化して欲しい。 ・市の方では、市社協等の団体をはじめ、地域との連携を強化するのはもとより、町内会、民生委員、老人会等と連携をとって、各地区ごとにリーダー研修等を実施して、地域に意識づけることが肝要である。 ・健康寿命の延伸や認知症の進行を穏やかにするなどは、現在市社協で実施の「いきいきサロン」や「友愛事業」、また、市の包括支援センターの講習を地域で受けるなど、地域共生社会として、一人一人が意識していく必要がある。 | <p>第4章-施策の目標1-施策1 健康づくりの推進</p> <p>第4章-施策の目標1-施策2 社会参加の促進</p> |
| 14 | <p>地区を車で移動中、施設の車を見るので、デイサービス等を利用されている家があると思いますが、「デイサービスを利用されている」「施設に入られた」等の情報が届きません。</p> <p>「デイサービスを利用し、元気で暮している」と聞いてたのに、ほとんどが「今は施設に入っている」という情報に変わり、その方をほぼ地区からお見かけしなくなります。</p> <p>盆や正月にはお見かけした方も、やがて年中施設暮らしとなるようです。家にもどられると、とてもじゃないが家族では介護が出来ず、心ならずも、早ばやと、元の施設へ送り返すことになるそうで、「本当は家にいたいのに」と涙を流すお年寄りもあるとか。</p> <p>かなり難しいことかと思いますが、お年寄りがもう少し家で暮せる時間が長くできる（家族がもう少し楽に介護出来る）施策があれば、お年寄りに喜んでいただけたらと思います。</p> | <p>第4章-施策の目標1-施策1 健康づくりの推進</p> |

| No. | 意見 | 該当項目 |
|-----|--|----------------------------------|
| 15 | <p>※鳥取市はこのような方法（形式）での政策コメント募集で何を求めているのでしょうか。</p> <p>政策案に対し多くの市民から意見を聞くことが本当の目的であるなら、そろそろこのような形式のパブコメは止め、本当に意見が聞けるスタイルに改めるべきではないでしょうか。</p> <p>私の調査では過去の応募状況は第4期一人から7件、5期一人から6件、6期四人から8件、7期1件という数字です。私及び私が働きかけて応募してくれた人を除けば私以外に一体どれだけの方が応募したのでしょうか。誠に情けなく残念でなりません。</p> <p>本当に市民の意見が聞ける方法に改めるべきだと考えます。従来パターンの方が（国が示す手順上）必要なのであればそれはそれで形式的にやればいいことだと思います。</p> <p>従来の政策コメント募集ではなく、本当に市民の意見が聞ける方法に改めるべきだと考えます。</p> <p>【パブコメに代わる提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険に関わる諸団体、諸組織との懇談交流会を計画的に開催する。 ・介護保険作成委員会（推進委員会）が関係団体の代表等で構成されていますが、委員会の中でそれらの組織の意見や要望がどの程度反映されているのか疑問です。 ・介護関係諸組織からの意見、要望を聞き取る ・市民公開シンポジウムなどを開催する ・従来のパブコメに市民が意見を述べやすいように今期（当期）の計画案の特徴点、重点項目を分かりやすくリストアップしたアンケート方式の意見募集を追加する。 | その他 |
| 16 | <p>高すぎる介護保険料を是非とも引き下げてほしい。年金の1割越える、国保料たすと2割越えた。介護保険準備基金の余剰金が基金になってるので、基金活用して保険料引下げで被保険者に還元して下さい。年金生活なので負担が重すぎます。</p> | 介護保険料に関すること（第5章-第3節保険給付費等の費用と負担） |
| 17 | <p>施策の方向性に介護現場におけるICT化の促進を明記して取組を強化することを計画していただきたい。</p> | 第4章-施策の目標1-施策3 介護人材の確保・育成 |
| 18 | <p>年金年間130万円あまり、介護保険料は9万7千円あまりです。年金だけでは生活ができません。幸い雇ってくれる所があり臨時で月10日前後働き、生活をささえています。</p> <p>その他にも国民健康保険料もあり、生活も大変です。是非とも介護保険料の引き下げを実現してほしいと思います。</p> | 介護保険料に関すること（第5章-第3節保険給付費等の費用と負担） |
| 19 | <p>78歳、独り暮らしの女性です。</p> <p>夫と死別し26年、年金は1ヶ月に均らすと約77840円。この中から毎月介護保険料が1か月3050円が天引きされています。幸いですまずの健康に恵まれ、いまのところ介護保険は利用していません。しかし、介護が必要になったとしても、私の暮らし向きではとても利用できないものと半ばあきらめています。77840円の年金から3050円の保険料天引きは負担が重過ぎます。介護サービスを金で買わなければならないとは社会保障ではなく、営利ではないかと、違和感と不満でいっぱいです。せめて保険料の減額の早期実現を切実に求めます。</p> | 介護保険料に関すること（第5章-第3節保険給付費等の費用と負担） |
| 20 | <p>私は年金生活者で毎年「市民税、県民税申告書」を提出しております。直近の令和元年、令和2年の申告書では社会保険料（鳥取市発行）が所得額の11.5%～12.0%となっています。</p> <p>年金は下げられるし、病院での窓口負担が2割に引き上げられるともつたえられ、日常生活が増々大変です。</p> <p>一私達の年代では健康保険加入者は病院での治療代金は無かった事を知っています</p> <p>私たちが若かった時代と現在では人口構成が異なっている事は十分承知していますが、国政での税金の取り方、使い方を国民、市民本位にすれば介護保険料などを引上げなくとも維持出来ると思います。</p> <p>それは国からの補助、負担金を%ではなく人口比で額で示す事が肝要かと思えます。（法人税はS40～50年代ごろまでは40～43%位あったと思えます）</p> <p>地方自治体は市民に増額を求めるのではなく国家に求めるべきです。農業の疲へい、低賃金という現実を目をやり、県の最低賃金法、鳥取市民の生活水準、実態なども調べ、これ以上の介護保険料の引上げは慎むべきです。</p> | 介護保険料に関すること（第5章-第3節保険給付費等の費用と負担） |

| No. | 意見 | 該当項目 |
|-----|---|--|
| 21 | <p>・計画の理念、目標等は理解できるが、実現までの道筋が具体的にイメージできない。「自助」「共助」が見えかかれし、「公助」の役割が見えてこない。</p> <p>“施策4：生活支援サービスの充実”の「互助」の取り組みの件</p> <p>NPOや福祉事業者、地縁組織が多様な生活支援を提供し、担い手となる環境づくり…とあるが、ボランティアは長続きせず、持続可能なものにするためには、経済的な支援が不可欠。そのあたりをぜひ具体的に示してほしい。</p> <p>・医療、介護等の連携とあるが、コロナ禍のもと、具体的な経済支援をしてほしい。</p> <p>・介護保険料が高すぎる。収入の1割を占めるとは！あんまりだ。基金が16億あると聞いたが、これを使って引き下げてほしい。</p> | <p>施策の目標2 超高齢社会に向けたまちづくりの推進-施策4 生活支援サービスの充実</p> <p>介護保険料に関すること（第5章-第3節保険給付費等の費用と負担）</p> <p>その他</p> |
| 22 | <p>介護保険料を引き下げてください。</p> <p>介護保険制度は実施されてから20年がたちます。当初の理念が切り捨てられ法が改正されるたびにサービスが削られ、軽度者が切り捨てられ本人はもちろん家族にも負担が増大しています。介護保険料は3年ごとに見直されそのたびに引き上がって約90,000円/年にもなっています。</p> <p>その上75歳以上の医療費負担が1割負担から2割負担に改正する方針を政府・与党が今国会に提案しています。生きるための最低限の年金もどんどん減らされ年金で生活している私たちにとってこんな仕打ちには耐えられません。介護保険料は年金からいやおうなしに天引きされたうえ負担が大きいのです。高すぎる介護保険料基金を使って引き下げてください。</p> | <p>介護保険料に関すること（第5章-第3節保険給付費等の費用と負担）</p> |
| 23 | <p>介護保険料について</p> <p>年金額が年間100万円以下なのにとても最初から天引き、とても苦しいです。生活者の苦しい思いをどうか分って下さい。これ以上上げないで下さい。</p> | <p>介護保険料に関すること（第5章-第3節保険給付費等の費用と負担）</p> |
| 24 | <p>介護保険料が年金から引かれています。生活費としての年金が少なくなり、生活が苦しくなっています。今は元気で介護の必要はありませんが、これまでの市の財政が残っているのであれば、保険料を引き下げてほしいです。</p> <p>利用するときにも利用料が生じますが、引き下げていただき、利用しやすいものにしていただきたいです。</p> | <p>介護保険料に関すること（第5章-第3節保険給付費等の費用と負担）</p> <p>第5章-第4節 介護保険料と利用料の負担軽減</p> |

指定介護予防支援業務の一部を委託する 指定居宅介護支援事業所について

1 趣旨

指定介護予防支援業務（介護予防ケアプラン作成等）は、地域包括支援センターが「介護予防支援事業所」として指定を受けて実施しているが、その一部を指定居宅介護支援事業所へ委託できる。（介護保険法115条の23第3項）

地域包括支援センターは、委託先の事業所名称、所在地、委託内容、期間を市（指定権者）に届け出なければならない。（介護保険法施行規則第140条の35第1項及び第2項）

また、指定介護予防支援業務の一部委託については、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会^{※1}の議を経る必要があるため（鳥取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第15条第1項第1号）、令和3年12月31日現在の直近の委託届出の結果について報告するものです。

（注）※1… 本市においては、鳥取市介護保険等推進委員会が、地域包括支援センター運営協議会の事務を所掌しています。

2 令和2年度（7月1日～12月31日）の委託届出の結果について

令和2年7月28日開催の本委員会への報告後、地域包括支援センターが市（指定権者）に提出した「指定介護予防支援委託届出書」は3件（次頁一覧のNo51、52、53）でした。またこの間に3事業所については廃止となっております。10月以降においては委託包括支援センターが設置され、次頁の表は対応したものとなっております。設置されて届出書に記載された事業所は、すべて指定居宅介護支援事業所であり、委託先として適正な事業所となっております。

届出書に記載された50事業所は、すべて指定居宅介護支援事業所であり、委託先として適正な事業所と判断しています。

また、この50事業所に対し、本市の4つの地域包括支援センターは令和2年12月サービス分（1月審査分）において、783件の介護予防ケアプラン作成等を委託しています。

⇒ 「委託の内訳（地域包括支援センター別）」は、次頁をご覧ください。

② 指定介護予防支援業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業所について

指定介護予防支援委託事業所一覧

| | |
|---|---|
| <p>【委託する内容】</p> <p>1 利用申込の受付</p> <p>2 地域包括支援センター設置者と利用者との契約の締結</p> <p>3 アセスメントの実施</p> <p>4 介護予防サービス・支援計画原案の作成</p> <p>5 サービス担当者会議の開催</p> | <p>6 介護予防サービス・支援計画原案の説明、同意</p> <p>7 介護予防サービス・支援計画書の交付</p> <p>8 利用者、サービス提供事業者との連絡・調整</p> <p>9 モニタリング</p> <p>10 評価</p> <p>11 給付管理業務</p> |
|---|---|

| No | 事業所番号 | 受託事業所の名称 | 法人名 | 所在地 | 委託する内容 | | | | | | | | | | | 委託期間 | 介護予防ケアプラン作成等委託件数 | | | | | | | | |
|----|------------|------------------|-------------------|------------------------------|--------|------------|----------------|--------------|------------|---|---|---|---|----|----|----------------|------------------|-----|----|---|----|----------------|----|----|----|
| | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | | 中央 | こやま | 北 | 西 | 東 | 南部 | 西部 | | |
| | | | | | 1 | 3170101525 | やすらぎ居宅介護支援センター | 社会福祉法人 あすなろ会 | 鳥取市東郷一丁目11 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 22 | 7 | 4 |
| 2 | 3170100097 | 鳥取西居宅介護支援センター | 社会福祉法人 あすなろ会 | 鳥取市西品治280-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 41 | 1 | 1 | 6 | 32 | 1 | | | |
| 3 | 3170100022 | 高草あすなろ居宅介護支援センター | 社会福祉法人 あすなろ会 | 鳥取市大橋330 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 18 | 1 | 13 | 4 | | | | | |
| 4 | 3170100584 | 白兎あすなろ居宅介護支援センター | 社会福祉法人 あすなろ会 | 鳥取市白兎8 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 30 | | 27 | 2 | 1 | | | | |
| 5 | 3171200060 | 河原あすなろ居宅介護支援センター | 社会福祉法人 あすなろ会 | 鳥取市河原町今在家842 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 26 | 3 | 5 | | | | 18 | | |
| 6 | 3171300027 | 気高あすなろ居宅介護支援センター | 社会福祉法人 あすなろ会 | 鳥取市気高町八幡268 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 18 | | 1 | | | | | 17 | |
| 7 | 3170100014 | 鳥取市東居宅介護支援センター | 社会福祉法人 鳥取福祉会 | 鳥取市滝山374-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 12 | 4 | | | | 8 | | | |
| 8 | 3170100337 | 鳥取市桜ヶ丘居宅介護支援センター | 社会福祉法人 鳥取福祉会 | 鳥取市津ノ井256-2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 10 | 7 | | 1 | | 2 | | | |
| 9 | 3170100352 | 鳥取市南居宅介護支援センター | 社会福祉法人 鳥取福祉会 | 鳥取市東郷二丁目1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 35 | 28 | | 1 | 3 | 3 | | | |
| 10 | 3170100592 | ケアプランセンターにしほち華朗苑 | 社会福祉法人 こうほうえん | 鳥取市秋里1181 鳥取北テイクサービスセンター内 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 15 | 2 | 1 | 8 | 4 | | | | |
| 11 | 3170101038 | 国府町居宅介護支援事業所 | 社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会 | 鳥取市国府町系谷15-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 32 | 30 | | | | 2 | | | |
| 12 | 3170101053 | 福部町居宅介護支援事業所 | 社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会 | 鳥取市福部町海士1013-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 8 | 7 | | 1 | | | | | |
| 13 | 3170101079 | 河原町居宅介護支援事業所 | 社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会 | 鳥取市河原町渡一木277-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 21 | | 3 | | | | 18 | | |
| 14 | 3170101111 | 佐治町居宅介護支援事業所 | 社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会 | 鳥取市佐治町加瀬木2171-2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 17 | | | | | | 17 | | |
| 15 | 3170101137 | 気高町居宅介護支援事業所 | 社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会 | 鳥取市気高町浜村8-8 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 0 | | | | | | | | |
| 16 | 3170101152 | 鹿野町居宅介護支援事業所 | 社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会 | 鳥取市鹿野町今市651-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 35 | | | | | | | | 35 |

| No | 事業所番号 | 受託事業所の名称 | 法人名 | 所在地 | 委託する内容 | | | | | | | | | | | 委託期間 | 介護予防ケアプラン作成等委託件数 | | | | | | | |
|----|------------|-------------------------|-------------------|--------------------------------|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|------|------------------|-----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | | 中央 | こやま | 北 | 西 | 東 | 南部 | 西部 | |
| 17 | 3170101178 | 青谷町居宅介護支援事業所 | 社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会 | 鳥取市青谷町露谷53-5 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 29 | | | | | 29 | |
| 18 | 3170101277 | 居宅介護支援事業所 風紋館 | 医療法人 アスピオス | 鳥取市立川町五丁目312-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 10 | 3 | 2 | 1 | 4 | | |
| 19 | 3170100741 | 居宅介護支援事業所 さまたみの郷 | 医療法人 アスピオス | 鳥取市杉崎596 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 5 | 5 | | | | | |
| 20 | 3170100212 | 居宅介護支援事業所 みやこ苑 | 医療法人 アスピオス | 鳥取市三津1072-307 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 7 | 7 | | | | | |
| 21 | 3151180209 | 居宅介護支援事業所 ふたば | 医療法人社団 内科小児科 山脇医院 | 鳥取市国府町稲葉丘3-303 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 22 | 10 | 2 | 4 | 6 | | |
| 22 | 3170101202 | 居宅介護支援事業所 ひまわり園 | 社会福祉法人 親誠会 | 鳥取市桂木784 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 19 | 15 | 1 | 3 | | | |
| 23 | 3170100568 | 橋本外科医院 居宅介護支援事業所 | 医療法人 橋本外科内科 | 鳥取市大代204-3 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 19 | 7 | 3 | 1 | 8 | | |
| 24 | 3140141791 | もし薬局 介護支援事業所 | (有) 清水 | 鳥取市国府町宮下1165-3 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 4 | 4 | | | | | |
| 25 | 3170101475 | ケアプランセンター もみじ庵 | ㈲ボエム | 鳥取市美郷野一丁目70番地 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 31 | 2 | 29 | | | | |
| 26 | 3170101848 | ハビネ居宅介護支援センター 雲山 | (株) ハビネライフケア鳥取 | 鳥取市興南町124 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 19 | 9 | 2 | 1 | 3 | 4 | |
| 27 | 3151380205 | 居宅介護支援センター ル・サンチオン 旭野 | 社会医療法人 仁厚会 | 鳥取市鹿野町今市80 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 36 | | | | | | 36 |
| 28 | 3170100139 | 鳥取高齢者介護支援センター はまゆう | 医療法人 賛幸会 | 鳥取市服部204-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 24 | 5 | 18 | 1 | | | |
| 29 | 3170101723 | 居宅介護支援事業所 きょうだい | 久大建材(株) | 鳥取市古海693-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 17 | | 14 | 3 | | | |
| 30 | 3170100121 | ニチイケアセンター 鳥取駅前 | (株) ニチイ学館 | 鳥取市的場二丁目86-1 タウンアローズ86 102号 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 11 | 4 | 3 | 2 | 2 | | |
| 31 | 3170102404 | ニチイケアセンター ふせ | (株) ニチイ学館 | 鳥取市布勢422-3 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 0 | | | | | | |
| 32 | 3170102002 | ふしの白寿苑 | 社会福祉法人 鳥取県厚生事業団 | 鳥取市伏野1771 番地36 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 8 | 6 | | | | | |
| 33 | 3170103539 | 居宅介護支援事業所 さくら | (株) さくら | 鳥取市西品治635-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 42 | 7 | 20 | 15 | | | |
| 34 | 3170102119 | 居宅介護支援事業所 きなんせ | (株) ぼやーじゅ | 鳥取市美郷野一丁目126 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 2 | 2 | | | | | |
| 35 | 3170102408 | なないろ居宅介護支援センター | ㈲コトブキ家具 | 鳥取市二階町二丁目201番地4 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 2 | | 1 | 1 | | | |
| 36 | 3170101996 | ㈲メディコ ｺｰﾌﾟととりの居宅介護支援事業所 | (株) メディコ ｺｰﾌﾟととり | 鳥取市末広温泉町203番地 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 16 | 4 | 3 | 6 | 3 | | |
| 37 | 3170102465 | 居宅介護支援事業所 あらいぶ | (株) アドバン | 若葉台北六丁目1-9 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 13 | 13 | | | | | |
| 38 | 3160190124 | 居宅介護支援事業所 ナーズくる | (株) BANG | 鳥取市大覚寺150-87 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 11 | 2 | 4 | 2 | 1 | 2 | |
| 39 | 3171200078 | 居宅介護支援事業所 すこやか | 社会福祉法人 やす | 鳥取県八頭郡八頭町宮谷123 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | R2.4.1~R3.3.31 | 2 | 1 | | | | | 1 |

